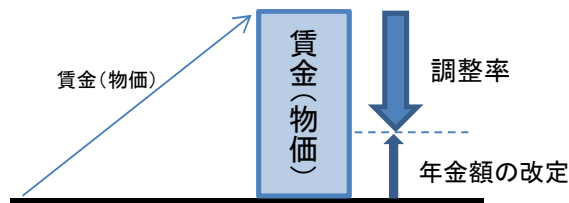
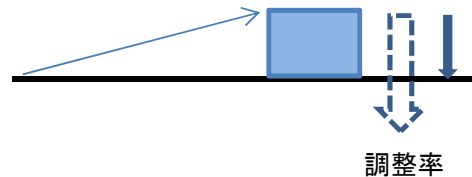


- 「賃金」や「物価」の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 具体的には、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」※を設定して、その分を「賃金」や「物価」の改定率から控除
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は、名目下限を下回らない範囲で行うものとされている。
- マクロ経済スライドによる調整は、特例水準が解消されてから実施

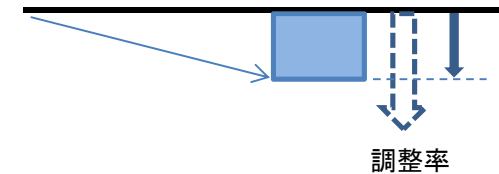
※調整率 = ①直近3か年の公的年金被保険者の減少率の平均値 + ②平均寿命の伸びを勘案した一定率0.3%
 (平成27年度の調整率: ①が0.6%であったため、①0.6 + ②0.3 = 0.9%)



名目下限措置(賃金・物価の伸びが小さい場合)
 ⇒年金額の改定なし



名目下限措置(賃金・物価の伸びがマイナスの場合)
 ⇒賃金・物価による改定

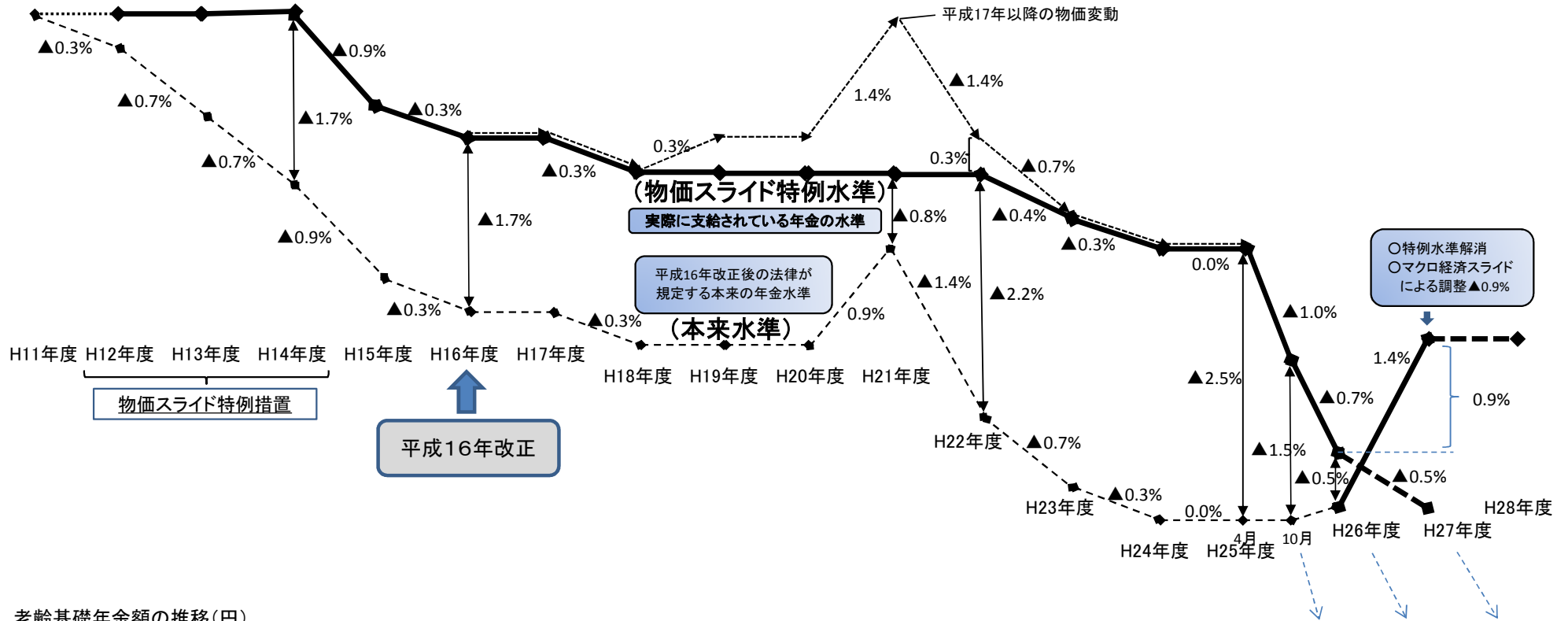


※ 賃金・物価の変動がともにマイナスの場合は、下落幅が小さい方の変動率により改定

※ 物価が上昇し、賃金が下落する場合は、年金額改定はなし(0スライド)

年金額改定の推移について 1

資料2

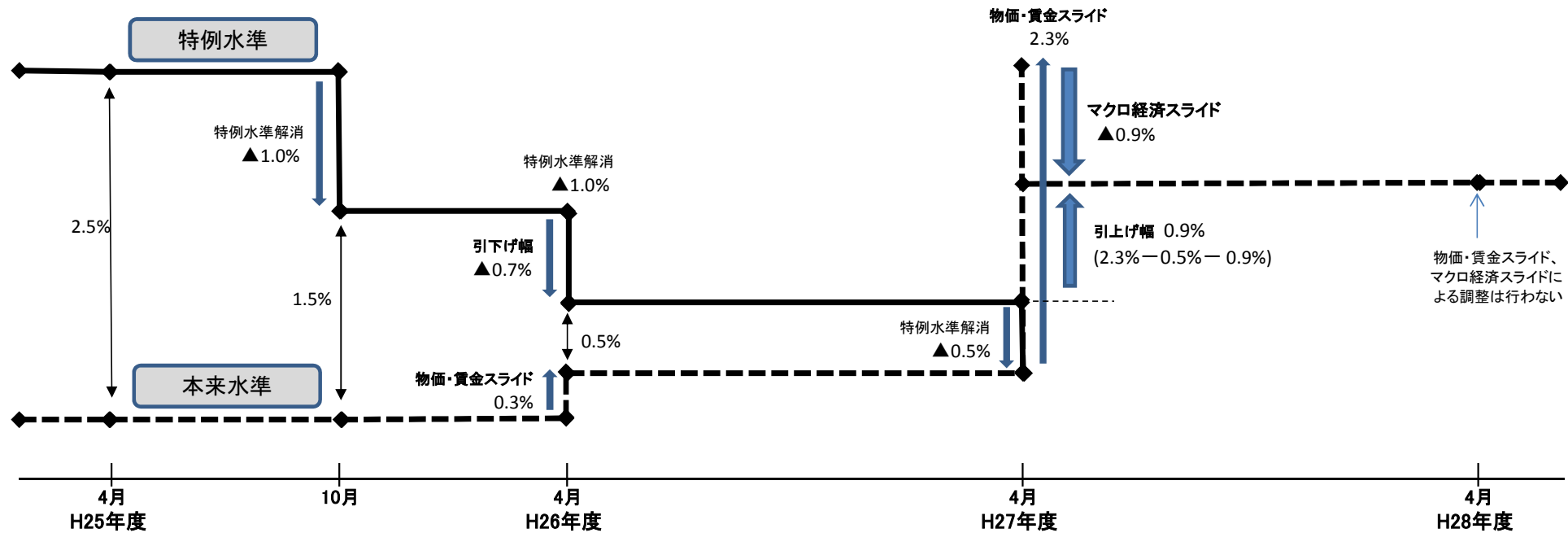


老齢基礎年金額の推移(円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4	H25.10	H26	H27
特例	804,200	804,200	804,200	797,000	794,500	794,500	792,100	792,100	792,100	792,100	792,100	788,900	786,500	786,500	778,500	772,800	780,100
本来	801,800	796,200	790,500	783,300	780,900	780,900	778,600	778,600	778,600	785,600	774,700	769,200	766,800	766,800	766,800	769,200	780,100
差額	2,400	8,000	13,700	13,700	13,600	13,600	13,500	13,500	13,500	6,500	17,400	19,700	19,700	19,700	11,700	3,600	0

年金額改定の推移について 2

資料3



【H28改定における各指標】
 名目手取り賃金変動率・・・▲0.2%
 物価変動率……………0.8%
 マクロ経済スライド調整率・▲0.7%

1 年金生活者支援給付金

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
(※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
 - ①基準額(月額 5,000円)に納付済期間(月数)／480月を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1／6相当を基本とする給付
- 所得の逆転を生じさせないように、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。
(支給額:月額 5,000円(1級の障害基礎年金受給者は月額 6,250円))
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構が行い、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2 受給資格期間の短縮

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。
(対象となる年金)
老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金
- 現在、無年金者である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として施行期日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

* 1、2ともに、施行期日は平成29年4月1日